

お知らせ

2025年3月28日

### 入院時食事療養費の自己負担額の変更について

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響により、厚生労働省より令和7年4月1日から入院時食事療養費（入院中の食事代）のに関する改正がありました。

**令和7年4月1日**より下記のように自己負担額が変更になります。

入院時の食事療養の標準負担額（患者様負担分）		
所得区分	令和7年3月まで	令和7年4月から
70歳未満の患者様	70歳以上の患者様	※全医療機関共通の値上げ金額となります
区分ア	現役並みⅢ（3割負担）	
区分イ	現役並みⅡ（3割負担）	
区分ウ	現役並みⅠ（3割負担）	1食490円 (1日3食 1,470円) → 1食510円 (1日3食 1,530円)
区分エ	一般	
区分オ	低所得Ⅱ	1食230円 (1日3食 690円) → 1食240円 (1日3食 720円)
	低所得Ⅰ	1食110円 (1日3食 330円) → 変更なし

※所得区分によって医療費の自己負担金や食事療養負担額が決められています。

※公費医療（難病）等により、自己負担額が異なる場合があります。